

社会福祉法人 愛光園

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛光園における役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、評議員、理事、監事および評議員選任・解任委員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員は、無報酬とするが社会福祉法人愛光園費用弁償規程により評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会及び、監事監査のために当法人の評議員、理事、監事および評議員選任・解任委員が要した費用の一部を弁償することができる。

(適用除外)

第4条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定めるところにより公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする

附則 この規程は、令和4年2月9日より施行する。